

佐賀県規則第33号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成28年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>記載上の注意</p> <p>1 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める欄は、記載する必要はありません。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 製造の事業、<u>情報通信技術利用事業若しくは旅館業</u>（下宿営業を除く。）に係る個人の事業税の課税免除を申請する場合の欄及び の「法人」の欄</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>記載上の注意</p> <p>1 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める欄は、記載する必要はありません。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 製造の事業、<u>農林水産物等販売業又は旅館業</u>（下宿営業を除く。）に係る個人の事業税の課税免除を申請する場合の欄及び の「法人」の欄</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。